安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な 方針の改正に関する諮問についての運輸審議会運輸安全確保部会 報 告 書

現行の「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針」については、平成18年8月に運輸審議会の答申を受けて策定され、平成22年3月及び平成29年7月に改正されたものであるが、平成29年7月の改正から5年以上が経過しており、この間における事業者の安全管理体制の構築・改善の状況、特に知床遊覧船事故を契機とした小規模な海運事業者に対する安全確保の社会的要請が高まっている状況や、近年の社会環境の変化等により新たなリスクが顕在化している状況等を踏まえ、その内容の見直しを行うことが必要となっている。

こうした理由により、令和4年12月7日に国土交通大臣から運輸審議会に対し、令和4年12月7日付け国官運安第156号をもって、安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正についての諮問がなされたところである。

運輸審議会は、本事案については、運輸安全に関する専門的な見地から検討を行う必要があるとの判断から「運輸安全確保部会」に付託して審議を行うことを決定し、これを受けて同部会では2回にわたって審議を行ったところであるが、その結果について、同審議会に以下のとおり報告するものである。

- 1 令和4年12月7日付け国官運安第156号をもって諮問された別紙1の 案について、部会所属の委員、専門委員の意見を踏まえて別紙2のとおり一 部修正を加えた上で認めることとする。
- 2 部会所属の委員、専門委員から出された主な意見と部会としての対応は次のとおりである。

◎主な意見

- - ・ 小型旅客船不定期航路事業者について、「今後概ね5年間を目途に、 運輸安全マネジメント評価を実施する」とのことだが、経営者の交代 や運輸事業者の評価希望の有無を考慮するなど優先順位をつけ、目標 達成と効果のバランスを取るべきではないか。
 - 【対応】 意見を踏まえ、優先順位をつけて小型旅客船不定期航路事業者 に対する評価を実施する旨原案に追記することとする。
- ○小規模事業者に対する運輸安全マネジメントの普及啓発
 - 小規模事業者は運輸安全マネジメントに対する基礎的な知識にも乏しいものと思慮され、そのような状態で運輸安全マネジメント評価を受けた場合にその効果が薄くなることが懸念される。そのため、小規模事業者については、運輸安全マネジメント評価の前に運輸安全マネジメントの内容を普及啓発すべき。
 - 【対応】 意見を踏まえ、運輸安全マネジメントの基礎的な知識を普及啓発する旨原案に追記することとする。
- ○運輸安全マネジメント評価の実施に関する公表
 - ・ 運輸安全マネジメント評価の実施により安全性の向上が期待される ことを踏まえると、評価実施の公表により、利用者等が安全性の高い 運輸事業者を選択することに繋がるのではないか。
 - 【対応】 意見を踏まえ、運輸安全マネジメント評価の実施を公表する旨 原案に追記することとする。
- ○運輸安全マネジメントの一般の方等への周知
 - 運輸安全マネジメントの取組を一般市民に周知することにより、企業が利用者の目を意識することに繋がるのではないか。
 - 【対応】 意見を踏まえ、運輸安全マネジメントの一般の方等への周知を 進めるとともに、運輸事業者自身における運輸安全マネジメント の取組についての周知を促進する旨原案に追記することとする。

- ○第三者認定機関の運輸安全マネジメント評価や認定セミナーの活用に対 する経済的インセンティブの付与
 - 第三者認定機関が実施する運輸安全マネジメント評価や認定セミナーの活用を促進するために、それらを活用した運輸事業者に対する経済的インセンティブを付与すべきではないか。
- 【対応】 第三者認定機関の運輸安全マネジメント評価や認定セミナーの 活用に対する経済的インセンティブの付与については、第三者認 定機関等による経済合理性に基づく経営判断によるものであり、 また、安全性への寄与・向上そのものが運輸事業者におけるイン センティブであるため、原案のとおりとするが、意見を踏まえ、引 き続き検討していくこととする。

○運輸安全マネジメント評価の実施手法

- ・ 運輸安全マネジメント評価を実施する際、現行では経営トップに対するインタビューを、冒頭、かつ、他の職員が同席している場で実施しているとのことだが、運輸安全マネジメント評価をより効果的なものとするためには、経営トップに対するインタビューは、評価の最後、かつ、他の職員が同席していない場で実施すべきではないか。
- 【対応】 経営トップの安全に対する意識は運輸安全マネジメントの根幹であり、その意識をまず確認した上で、安全統括管理者等がその意識を体現する施策を実施できているか、を評価する必要がある。 更に、経営トップの安全に対する意識を他の職員にも共有させる必要がある。そのため、原案のとおりとする。

運輸審議会では、これらの意見を踏まえて、本事案の審議が行われることを 望む。

運輸審議会運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員名簿

令和5年2月7日現在

(委 員)

和田 貴志(部会長) 山田 攝子(部会長代理) 三浦 大介

(専門委員)